

専攻科 とりたん奨学金 募集要項

人物、学業ともに優秀で経済的な援助を必要とする学生に対して、審査により本学独自の奨学金（年間54万円または27万円）を支給します。

1. 奨学生の資格

次に該当する学生

- (1) 人物・学業ともに優秀でありかつ健康であること
- (2) 経済的理由により学費支弁が困難であること

2. 奨学金金額

奨学金は、年間54万円または27万円とする。また、特に必要と認めた場合は別に支給額を決定する。

3. 奨学金の給付期間

奨学金を給付する期間は1年単位とし、当該専攻の所定の修業年限を限度とする。

〔国際文化専攻の場合は最大2年間支給。ただし、2年次に進級する時点で、
継続希望者は改めて所定の手続をし、審査を受けます。〕

4. 給付停止および返還

給付を受けた奨学金の返還は必要ない。

ただし、学則による懲戒処分を受けたとき、奨学金を必要としなくなったとき、その他奨学生として適正でないと認められたときは、奨学金の給付を停止し、または既に給付された奨学金の返還を求めることがある。

5. 提出書類

○専攻科 とりたん奨学金 願書

※必要事項を漏れなく記入の上、入学願書一式に同封して提出してください。

○所得証明書

※所得の有無に関わらず、就学者を除く生計を一にする家族全員分を市町村より交付を受けてください。

6. 提出締切日

試験選抜一次または二次の願書受付期間内 必着

7. 審査について

提出書類を基にして申請者の人物・学業および経済的事由などについて審査し、採用者を決定します。結果については、入学者選抜試験の可否結果と併せて通知します。